

佐原税務署からのお知らせ

回覧

確定申告の作成は **自 宅 から！**
佐原税務署での相談を希望される方は **オンライン事前予約** で！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓



推奨ブラウザ



マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



税理士による無料申告相談・三税申告書作成相談会 ～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年2月2日(月) ～ 2月3日(火)	香取市役所本庁 5階大会議室	香取市佐原口2127
令和8年2月4日(水)	小見川市民センターいばき館 3階304研修室	香取市羽根川38
令和8年2月5日(木)	多古町役場 3階大会議室	多古町多古584
令和8年2月6日(金)	神崎町役場 2階第2会議室	神崎町神崎本宿163
令和8年2月9日(月)	東庄町役場 1階会議室2	東庄町笹川い4713-131

時 間

午前9時30分 から 午後3時30分まで
(正午～午後1時を除く)

※ 2月3日(火)は、税理士による無料相談のみにになります。

対 象 者(注1)

- ・年金受給者
- ・給与所得者
- ・小規模納税者(注2)

そ の 他

- 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみの場合は、佐原税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 正午から午後1時までの間は、昼休みの時間とさせていただいており、申告書の作成指導を行っておりません。

(注)1 以下の申告書を作成される方は、対象となりません。佐原税務署へオンライン事前予約の上お越しください。

①土地、建物及び株式などの譲渡所得 ②先物取引に係る雑所得 ③住宅借入金等特別控除適用初年度 ④贈与税

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	佐原税務署 1階 会議室	香取市北1-4-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで
必要なもの			案内図
① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。) ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォン ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類			

オンライン事前予約

2月16日(月)～3月16日(月)の確定申告会場への入場には
オンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」
して予約してください。



友だち追加は
こちらから！

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



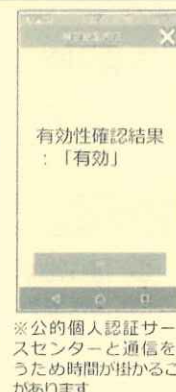
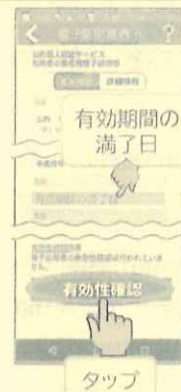
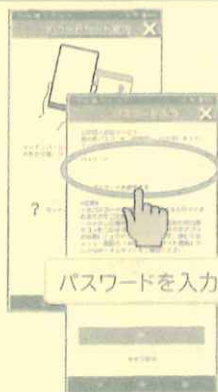
アプリはこちらから

iPhone

Android



iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの名称は、Apple Inc.株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



有効性確認結果
：「有効」

※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地
東京国税局業務センター千葉西分室(佐原税務署)

【問合せ先】〒287-8555 香取市北1-4-1 TEL 0478(54)1331(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。